

四日市市告示第17号

四日市市身体障害者（児）訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年1月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市身体障害者（児）訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市身体障害者（児）訪問入浴サービス事業実施要綱（平成28年四日市市告示第104号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(有効期間) 第4条 事業の利用決定の有効期間は、前条第2項による利用決定日から当該日以後の最初の6月30日までとする。 2 (略)	(有効期間) 第4条 事業の利用決定の有効期間は、前条第2項による利用決定日から当該日の属する年度の末日までとする。 2 (略)

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。